

## 高野フューチャーラボ規約

(名称)

第1条 この会は、高野フューチャーラボ（以下「本会」という。）と称する。

(事務所)

第2条 本会の事務所は、福島県東白川郡棚倉町大字山際字仙石103番地 棚倉町立高野小学校（以下「高野小学校」という。）内に置く。

(目的)

第3条 本会は、高野小学校を中核として、高野地区の活性化に関する活動（事業）を行うことにより、持続的に地域の方々と子どもたちが語り合い、高野地区の未来について語り合える場を作り、交流していくことを目的として、令和4年2月1日設立する。

(活動・事業の種類)

第4条 本会は前条の目的を達成するために、次の各号に該当する活動（事業）を実施する。

- (1) コミュニティカフェ
- (2) 高野地区在住の中学生の学習支援
- (3) ママカフェ（家庭教育支援）
- (4) 地域について語り合う場づくり
- (5) 交流人口をもたらすイベント開催
- (6) 高齢者の交流の場づくり
- (7) 高野小学校の学習支援・学習実践の場
- (8) 大人のリカレント教育

(会員)

第5条 本会の会員（以下「ラボメンバー」）は、この会の目的に賛同し、入会した者とする。

(入会)

第6条 会員（ラボメンバー）の入会は、高野地区在住者、高野小学校児童、高野小学校卒業生、高野小学校保護者、旧高野幼稚園児、旧高野幼稚園卒園生、旧高野幼稚園保護者、高野小学校教職員、旧高野幼稚園教職員、高野小学校運営協議会委員、高野フューチャーラボを応援する者とする。

(会費)

第7条 会費は徴収しない。ただし、それぞれの事業において、別途参加料などを徴収する場合がある。

(退会)

第8条 会員は、退会届を高野小学校長に提出し、任意に退会することができる。

2 会員本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したときは退会したものとみなす。

(役員)

第9条 本会に次の役員を置く。

- (1) 代表 1名
- (2) 副代表 2名
- (3) 会計 2名
- (4) 総務 2名 (1名は高野小学校長が務める)
- (5) 監事 2名

(選任)

第10条 役員は総会において、会員の中から選任する。

2 監事は代表、副代表、会計及び総務を兼ねることはできない。

(職務)

第11条 代表は、本会を代表し、会務を統括する。

2 副代表は、代表を補佐し、代表に事故があるとき又は代表が欠けたときは、代表があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

3 会計は、本会の会計を担当する。

4 総務は、本会の事務のとりまとめを担当する。

5 監事は、会の活動及び会計を監査する。

(解任)

第12条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、役員会の議決により、これを解任することができる。

(1) 心身の故障により、職務の執行に堪えられないと認められるとき。

(任期)

第13条 役員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠により選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(総会)

第14条 本会の総会は、会員(ラボメンバー)をもって構成し、年に1回開催するものとする。ただし、筆業があるときは、臨時に開催できるものとする。

2 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 会則の変更
- (2) 解散
- (3) 報告及び決算
- (4) 計画及び予算
- (5) 役員を選任又は解任
- (6) その他会の運営に関する重要事項

3 総会は、会員(ラボメンバー)の過半数の出席がなければ、開会することができない。

(議事録)

第15条 総会の議事については、議事録を作成する。

(役員会)

第16条 役員会は監事を除く役員をもって構成する。ただし、監事は役員会に同席し、意見を述べることができる。

2 役員会は、総会の議決した事項の執行に関する事項及びその他総会の議決を要しない業務の執行に関し、議決する。

(事業報告書及び決算)

第17条 代表は、毎事業年度終了後1ヶ月以内に事業報告書、収支計算書を作成し、監査を経て総会の承認を得なければならない。

第18条 本会の事業年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日までとする。初年度は発足日から同年の3月31日までとする。

(委任)

第19条 この会則に定めのない事項は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

(変更)

第20条 この会則は、総会において、出席者の3分の1以上の承認がなければ変更できない。

附則

1 この会則は、令和4年2月1日から施行する。